

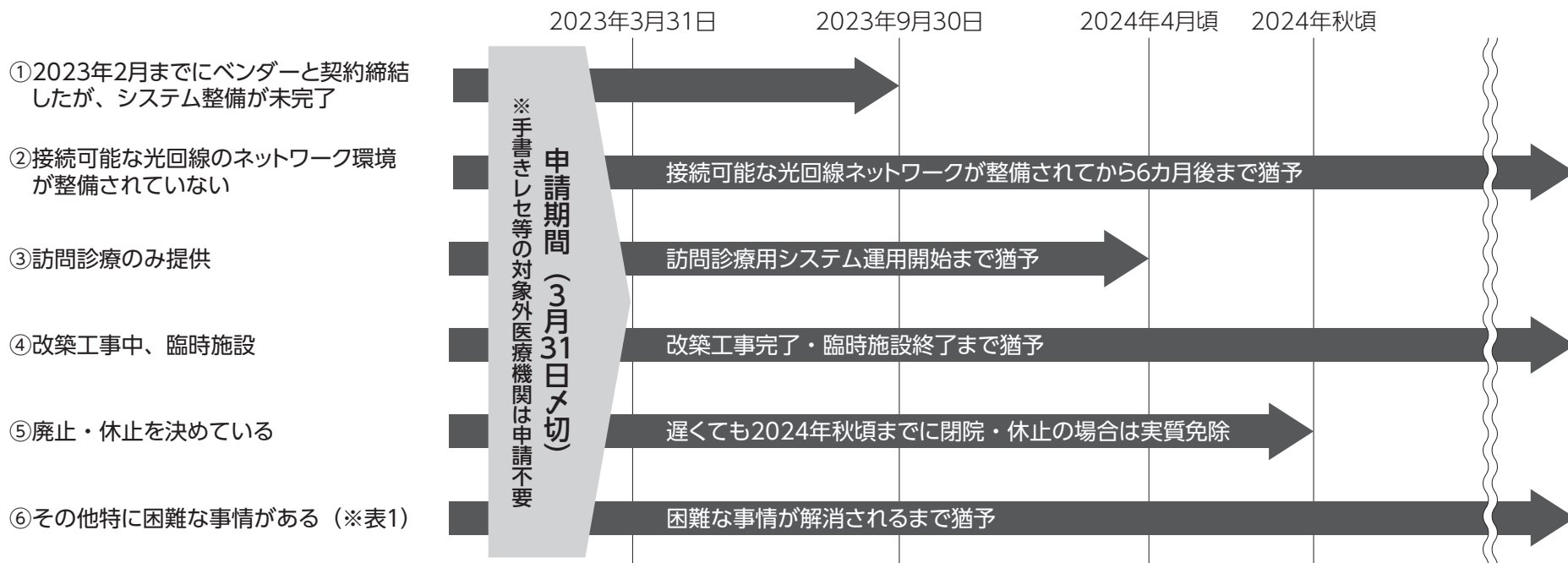
社保研究部だより

オンライン資格確認システム導入 経過措置と猶予届出について

オンライン
資格確認

ご不明な点は協会まで
06-6568-7731

図1 経過措置の対象となる保険医療機関の事情と猶予期間



中医協は2022年12月23日、オンライン資格確認義務化に関する療養担当規則の改正と経過措置を答申した。

当初は2023年4月にオンライン資格確認義務化を強行するスケジュールだったが、運用開始施設数が伸び悩み、経過措置を設けることを決めた。やむを得ない事情がある保険医療機関には猶予期間が設けられる。

協会、保団連は厚労省に対し拙速導入をやめるよう要請を続けてきた。今回の経過措置は要請に対し厚労省側が一部譲歩する結果となった。

現時点での義務化の対象と猶予期間、診療報酬上の評価について解説する。

経過措置の対象

経過措置の対象となるやむを得ない事情は、①2023年2月までにベンダーと契約締結したが導入に必要なシステム整備が未完了 (2023年9月末まで猶予) ②オン資に接続可能な光回線のネットワーク環境が整備されていない (ネットワークが整備されてから6カ月後まで猶予) ③訪問診療のみを提供している (訪問診療用オン資システム運用開始まで猶予/2024年4月が目途) ④改築工事中、臨時施設にある場合 (工事・臨時施設終了まで猶予) ⑤2024年秋までに廃止・休止を決めている (実質免除) ⑥その他特に困難な事情がある場合 (困難な事情が解消されるまで猶予) 一となっている。特に②のネットワーク環境については、申請時点で資格確認に必要な回線環境が整備されていない場合には経過措置の対象となる。オンライン請求をおこなっていない保険医療機関の多くが該当する。

経過措置の適用には2023年3月31日までに申請を行う必要がある。また、それぞれの事情ごとに猶予される期間が異なるため注意が必要である (図1)。

システム導入が免除される保険医療機関

紙レセプトで請求している保険医療機関はオンライン資格確認義務化の対象外となる。また、経過措置の対象となる保険医療機関のうち、「⑤2024年秋までに廃止・休止を決めている保険医療機関」と「⑥その他特に困難な事情がある場合」のうち、高齢の歯科医師でレセプト取り扱い件数が少ない場合は実質的に免除されることとなる。

高齢の歯科医師でレセプト取り扱い件数が少ない場

合とは、すべての常勤歯科医師が70歳以上でレセプト件数月50件以下が目安となる (表1)。

経過措置の申請方法

申請はオンライン資格確認・医療情報化支援基金サイト医療機関等向けポータルサイトから原則オンラインで行う。オンラインで申請ができない場合は郵送での申請も可能。郵送の場合、同ポータルサイトから猶予届出書をダウンロードし、封筒表面に「猶予届出書在中」と朱書きの上、下記に郵送する。また、申請には添付書類が必要となる場合があるため注意されたい (表2)。手書きなど対象外医療機関は申請不要。

猶予申請に関する問い合わせは支払基金が開設するオンライン資格確認等コールセンターとなる。

▽申請に関する問い合わせ先

コールセンター 0800-0804583
月～金 8:00-18:00 (土 8:00-16:00)

▽郵送での申請先

〒105-0004
東京都港区新橋2丁目1番3号
社会保険診療報酬支払基金
医療情報化支援助成課 行
『猶予届出書在中』(※朱書き)

表1 経過措置の対象のうち「その他特に困難な事情」の例

その他特に困難な事情の例
①自然災害等により継続的に導入が困難となる場合
②高齢の歯科医師でレセプト取り扱い件数が少ない場合 ・2023年4月時点で常勤の歯科医師が70歳以上でレセプト件数が月平均50件以下が目安 ・65～69歳は個別に判断される
③その他特に困難な事情がある場合

表2 経過措置申請に求められる添付書類

	申請理由	添付書類
①	2023年2月までにベンダーと契約締結したが、導入に必要なシステム整備が未完了	契約書や発注書の写しなどシステム業者と契約したことが確認できる書類
②	オン資システムに接続可能なネットワーク環境が整備されていない (施設がある建物に環境がない等)	不要
③	訪問診療のみ提供する	
④	改築工事中、臨時施設	
⑤	廃止・休止を決めている	
⑥	その他特に困難な事情がある (※表1)	困難な事情が確認できる書類

オン資関連の加算点数

オン資の診療報酬上の評価である「医療情報・システム基盤整備充実体制加算」(略称: 医シA・B)は施設基準の届出が必要なく要件を満たし、ポータルサイトに登録した時点から算定が可能となる。同加算はマイナンバーカードを使用し診療情報等を取得した場合に初診料に2点、取得できなかった場合に4点加算する。

2023年4月に要件変更

2023年4月以降には同加算に特例措置が設けられ、オンライン請求を行っていない場合でも、オンライン請求を2023年12月31日までに開始する旨を地方厚生局長等に届け出た場合には算定が可能。現時点では初診料にのみ算定可能だが、改定後はマイナンバーにより診療情報等を取得できなかった場合に再診料に2点加

算できる。なお、特例措置は2023年12月末までの時限的な措置である (表3)。

【施設基準要件】

- ・オンライン請求を行っている*
 - ・オンライン資格確認を行う体制を有している
 - ・オンライン資格確認等体制に関する事項、および質の高い診療を実施するための十分な情報を取得・活用して診療を行う旨を医療機関の見やすい場所とHPに掲示する
- *2023年4月以降はオンライン請求を2023年12月31日までに開始する旨の届出をした医療機関は、同年12月31日までオンライン請求をしているものと見なす

表3 2023年4月以降の加算点数の変更

	マイナンバーカード	現行	2023年4月以降
初診	利用しない	4点	6点
	利用する	2点	2点
再診	利用しない	—	2点
	利用する	—	—